

令和2年度事業計画

1 概 要

(1) 事業団は、社会福祉法人制度改革で求められている経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上を図るとともに、阪神間6市1町地域のニーズに即した事業を展開することを基本に、令和2年度の事業計画を策定するものとする。

また、育成園の移転とその後の厚生院の移転を踏まえ、従来の西宮市山口町を中心とした各拠点が分散化することに伴い、新しい形の法人運営に取り組む必要があり、それらを含め、以下の留意事項を踏まえた計画とする。

ア ななくさ育成園が宝塚市東洋町を拠点とし、本格的な移転後の施設運営が始まるところから、事業団各組織との連携や安定的な運営を軌道に乗せるとともに、在宅福祉サービスの展開、地域交流や公益的な取り組みの促進等の具体化に向けた検討が求められている。また移転後は光熱水費等の維持管理経費の増大が予想されることから、収支についてこれまで以上に注視し、収入の確保や効率的な運営を図る必要がある。

イ 宝塚市での新育成園開設や今後の厚生院の移転による拠点の分散化を踏まえた、各組織の連携、診療所経営の在り方等、経営上の諸課題に取り組むことが求められている。

ウ ななくさ厚生院移転改築整備工事については、令和2年度に基本・実施設計を完了し、令和3年度の国県補助金内示を受けて着工していく予定で諸準備を進めていくものとし、設計及び国県補助金協議を円滑に進めていくものとする。

エ ななくさ白寿荘いぶき棟（特別介護棟）の大規模改修工事については、実施設計が令和元年度に完了し令和2年度は工事着工を予定している。入札、契約等の諸事務を進めていくとともに、利用者定数を維持した中での安全な工事を実施するために、職員体制も含めた必要な対応を図るものとする。

オ 消費税率が通年を通じて10%となることから、収支への影響を注視するとともに、移転後の育成園の経営、老朽化した施設の移転改築や大規模改修に必要な資金の確保を図り、利用者の生活環境の改善に資するものとする。

カ 福祉人材等の確保、定着、育成については今後も重点課題として推進していくものとし、人件費や人材育成経費等の増大に必要な財源の確保が求められている。

(2) 以上の留意事項を踏まえ、中期経営計画（第3訂）に基づき、福祉サービスのさらなる充実、施設の改築、大規模改修、必要な設備の更新など利用者の生活環境の改善、優れた福祉、医療人材の確保と育成など諸課題に対応するため、計画的に事業を進めて行くとともに、その財源の確保のために、より一層、各種事業の見直し、改革の推進が求められていることを考慮し、次の重点項目に沿って事業計画を推進するものとする。

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

福祉サービス事業者として、事業団倫理綱領、職員行動規範の周知徹底や人権、接遇、虐待の防止に関する研修を重点的に実施し、利用者の人権、尊厳を常に尊重する組織風土を醸成する。また、福祉サービス第三者評価を継続的に受審し、施設運営や支援内容等の見直しを図るとともに、評価結果の公表など透明性のある事業を展開する。さらに、利用者の重度化、高齢化に対応した介護技術の向上及び健康管理、医療的ケアの充実を図りながら、強度行動障がいや認知症等を有する利用者に対し、専門的かつ質の高いチーム支援を推進する。

イ 将来的展望に立った法人経営及び施設機能の確立

「中期経営計画（第3訂）」を基本とした中長期的な展望による事業展開を推進し、会計監査人の設置による事業運営の透明化やガバナンス・財務規律の強化に努め、自主的・自律的な

法人経営を図るとともに、施設の老朽化対策を進めていく。また、育成園が宝塚市に移転したことから、地域における相談支援機能等の充実、通所事業の実施、地域交流スペースを活用した地域交流の促進など、福祉施設が持つ専門性、マンパワーや設備等を活用し、より地域に密着した施設機能の充実に努めていく。

ウ 安定的経営の取り組み

入所稼働率や在宅福祉サービス件数の維持、向上を図るとともに、報酬改定の動向を踏まえて適切な加算の取得に努め、具体的な数値目標の達成を目指す。障害者支援施設においては、強度行動障がい者に対する専門的支援を強化する体制を整え、重度障害者加算の維持を図る。また、特別養護老人ホームにおいては、認知症専門ケア加算の取得に向けた専門研修の受講を計画的に進める。さらに、効率的かつ効果的な予算の執行に努め、入札や見積もり合わせの徹底により競争性を確保し、将来的な施設整備や大規模改修に向けた積極的な積み立てを実施するなど、適切な経営管理のもと事業運営を推進する。

エ 施設整備等の推進

「厚生院」の宝塚市への移転改築に向けた基本・実施設計を進めるとともに、「白寿荘いぶき棟」の大規模改修工事に着手する。その他の施設についても、利用者の生活環境の維持、改善を第一に施設の修繕、改修、設備更新を実施するため、設備修繕積立金の計画的な積み立てを行い、将来の施設整備に備えた財務基盤の強化を図る。

オ 人材確保、育成への取り組み

求人情報サイト・求人広告への掲載、大学・専門学校等への訪問、就職フェア等のイベント出展、施設見学・施設実習・インターンシップの受入れ、魅力発信チームによるリクルーター活動、採用パンフレットの活用など、あらゆる機会を通じて福祉の仕事と事業団の魅力を発信し、安定的な人材確保への取り組みを推進する。また「阪神福祉事業団人材育成計画」を基本として、新任職員、中堅職員、リーダー職員、主任、管理職の各キャリアパスの段階に応じた研修体系を構築することで、職員のキャリア形成への道筋を描き、職員の育成・定着に向けた取り組みを推進する。

カ 地域における公益的な取り組み

他の供給主体では対応が困難なサービスや既存制度では対象とならない福祉ニーズに対応していくことが社会福祉法人としての使命と捉え、地域のニーズを踏まえた施設の専門的機能の提供や地域交流の促進など、福祉文化の発展、地域の福祉力の向上に貢献していく。

なお、令和2年度の各施設の主な実施事業は次のとおりである。

2 ななくさ学園（障害児入所施設併設障害者支援施設）

(1) 運営方針

障害児入所施設は、障がいの多様化に対する発達支援機能、虐待等で社会的養護が必要な児童へのセーフティネットとしての役割、重度の障がい等により18歳を超えて入所を継続する年齢超過児（以下「年超児」という。）への対応等が求められている。その中で、学園は、学齢児及び年超児の福祉ニーズに対応しつつ経営の安定化を図るために、平成30年4月に児者併設施設に移行し、令和元年度には、児童の推移見通しを基に、利用者定数を児童40人から35人に、成人10人から15人へ変更した。児者併設施設への移行及び定員区分の変更により、成人の報酬単価増や新規加算の取得で収支改善を図り、将来の施設整備に向けて計画的な積み立てを行っていく。

また、兵庫県下の障害児入所施設は、新体系移行により定数の減少が見込まれており、今後の学園は、地域での中核的な役割をより一層求められることとなる。そのような中で、各行政機関、

学校や進路移行先との連携を深め、利用者サービス・経営面・地域貢献・人材育成等の諸課題を整理し、児童・成人双方の年齢層に添った安心・安全な支援の提供に取り組んでいく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 年少児支援の充実（新規）

虐待行為等により幼少期に安定した愛着を深める行動が断たれた背景のある年少児に対し、専属の心理担当職員が入所後早期から関係機関と連携して愛着を形成する支援を継続する中で、自己肯定感や信頼感を養うことを目指す。また、個々の発達や強みに沿って、評価に基づく分かりやすい支援を実施する中で、年少児の自立支援・生活スキルの向上に努める。

(イ) 知的障害児自活訓練事業の実施（継続）

学園退所後の就労及び地域で自立した生活を送るために必要な生活の知識・技術及び社会性を習得するため、主に高等部3年生を対象に自活訓練棟での生活訓練等の支援を行う。

(ウ) 障害児等療育支援事業の実施（継続）

地域の障がい児を対象に、各種療育プログラムによる障害児等療育支援事業を実施する。施設での外来療育や障がい児宅への訪問療育に加え、他事業所や学校等にも積極的に訪問して療育支援のノウハウ等を伝え、地域の障がい児療育の拠点となるべく事業展開を行う。

(エ) 福祉サービス第三者評価の受審（継続）

2回目の福祉サービス第三者評価を受審し、前回受審後に改善した項目について再確認するとともに、受審結果に基づき、経営課題・支援内容等の改善点を再点検し、施設運営とサービスの質の向上を図る。

イ 安定的経営の取り組み

ななくさ学園における安定的経営の推進（継続）

児者併設施設移行後の定員の維持、確保に努めるとともに、各種加算の取得を通して、経営の安定を図る。また、今後の施設整備に必要な積立目標額の達成に向けて、計画的な積み立てを実施する。

ウ 施設整備等の推進

(ア) 1階カウンターキッチンの改修（新規）

経年劣化による破損が著しい1階カウンターキッチンについて、年少児が落ち着いて学習、活動ができるスペースに改修し、年少児と成人双方が安心して過ごせる場所を整備する。

(イ) 電話交換機の更新（新規）

平成22年度に導入した電話交換機について、メーカーの部品供給が終了し、保守サービスの継続が困難な状況となっているため更新を行い、機器の安定稼働を図る。

エ 人材確保、育成への取り組み

人材の確保・育成に向けての職場内研修プログラムの推進（継続）

利用者支援をチーム全体で考え、先輩職員が後輩職員を育成するシステムとして、新任職員から中堅職員を対象に研修プログラムを作成し、グループワークや事例検討による参加型研修を行い、実践による育成を目指す。また、職場定着に向けて、施設長との対話研修を基にした職場改善の取り組み、役職者のサポート体制の強化、ストレスチェックの活用、ストレスマネジメント研修等の取り組みを推進する。

3 ななくさ厚生院（救護施設）

(1) 運営方針

様々な障害や生活課題により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難な人々へ

の包括的な支援体制の強化、一層の自立の促進は社会的な課題となっている。厚生院は阪神間唯一の救護施設として、居宅生活が困難な生活保護受給者を支援するセーフティネット機能を強化することはもとより、入所者の地域移行の促進を目的とした居宅生活訓練事業や退所後の保護施設通所事業を通じた支援を実施するなど、本人の意向や特性に応じたサービスの充実、施設機能の強化を図る。

また、将来の宝塚市東洋町への移転を踏まえた施設運営や支援体制を検討し、スムーズに事業が展開できるように準備を進めていくとともに、設計委託業者の選定、基本構想に基づく基本・実施設計の完成に向けた調整を行い、令和2年度中の国県補助金協議書の提出など、関係機関との協議を実施していく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(7) 利用者の自立に向けた生活支援の充実（継続）

精神疾患や身体・知的障がいのある方、アルコールや薬物等の依存症のある方、DVや虐待被害を受けた方、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な生活課題を抱える入所者の受け入れ体制の充実と地域移行訓練者に対する衛生管理、社会ルール等を習得するための支援方法の確立を図る。

(4) 就労準備支援の推進（継続）

利用者の地域移行に向けた取り組みとして、ハローワークのトライアル雇用制度を利用したパート就労や法人内他施設への業務補助実習を行う中で、就労先や関係機関との連絡調整を行う機会が増加したことから、それらの対応に当たる職員の専門性の向上を図るために、職場適応援助者を養成して施設機能の充実を図る。

イ 安定的経営の取り組み

収入の確保と事業の達成確認（継続）

稼働率を確保するため、行政担当者や近隣病院関係者との継続的な連携強化を図る。また、加算取得要件や各事業の進捗状況について定期的に確認を行い、目標管理を徹底していく。

ウ 施設整備等の推進

(7) 移転改築に向けた計画の推進（継続）

令和3年度の厚生院移転改築整備工事の実施を目指して基本・実施設計を進め、施設内の移転関連作業部会、事務局整備担当者、設計委託業者と継続的な打ち合わせを実施するとともに、兵庫県生活支援課との補助金協議並びに地元説明の実施に向けて関係機関と調整を行う。また、整備の基本構想において、精神疾患がある方の特性を踏まえた生活空間の色彩とそのリラックス効果について検討することとしており、専門家の指導のもと調査を行い、設計に反映していく。

(1) 支援システム及びサーバー機器の更新（新規）

ケース記録や日誌等で運用している支援システムについて、導入後8年が経過し、システムが古く、サーバー機器の保守部品が調達できない状況であることから、支援システム及びサーバー機器を更新する。

(2) 作業物品搬入用リフターの購入（新規）

下請け作業班が取り扱う紙製の資材の運搬について、手運びによる汚れ防止、破損回避や雨天時の品質確保等を目的として、配送トラックから直接荷卸しが可能な作業物品搬入用リフターを購入する。

エ 人材確保、育成への取り組み

職員研修の充実（継続）

知的障がい、精神障がい、身体障がいとその重複者のみならず、近年は、DV被害者、触法者などの受け皿として、多様な生活課題を抱える利用者への対応や地域移行に向けた支援が求められている中で、継続的に職場全体で学識者のコーディネートを受けることにより、対人援助技術、ソーシャルワーク、チームアプローチの実践といった専門的支援技術の向上を図る。

4 ななくさ育成園（障害者支援施設）

(1) 運営方針

ななくさ育成園移転改築整備事業は、平成30年6月に着工、令和元年9月19日に無事竣工に至り、同年10月15日より新天地の宝塚市東洋町で供用を開始した。その後は、まず何よりも利用者が少しでも早く新しい環境に慣れ、安定した生活を送ることができるよう支援の確立を図ってきたところである。加えて今後は、新たな地域環境や福祉ニーズに沿って、地域生活を支える施設機能の充実を目指し、施設が地域の社会資源として認知されるような取り組みを積極的に推進していく。具体的には相談支援事業の充実、地域で生活されている方を対象とした生活介護サービスや緊急時等の短期入所の受け入れ等はもとより、災害時支援などの地域活動、地域の子ども達が集う場の提供など、障がい福祉に留まらない地域の福祉ニーズへの対応についても取り組んでいく。また経営面においては、移転後の事務管理経費の増大により、今まで以上に厳しい経営環境となるが、利用者、地域、財務、人づくり、透明化の5つの視点を掲げて事業運営を推進することで、健全かつ安定的な財政基盤の確立を目指していく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 相談支援事業の充実（継続）

相談支援専門員による施設利用者及び地域の障害児者の計画相談に取り組み、地域における個別のサービス利用支援などに積極的に対応するとともに、地域の関係機関や関係団体とのネットワーク構築に努め、地域のニーズ把握はもとより、様々なニーズに対応できる中核的な相談支援事業所の機能の確立を目指す。

(イ) 福祉サービス第三者評価の受審（継続）

平成29年度に実施した福祉サービス第三者評価について、2度目の受審に取り組む。その中で施設の課題を明らかにし、その改善を図ることにより、さらなるサービスの向上を図り、利用者から選ばれ、地域から期待される施設づくりを推進していく。

イ 安定的経営の取り組み

安定的経営管理の確立（継続）

障害福祉サービスの基本報酬単価について、報酬改定による大幅な増額が見込めない社会情勢の中、移転改築による事務管理経費の増加により、今後ますます厳しい経営環境に置かれる事となる。そのため、稼働率の維持向上、各種加算の効率的な取得により、将来的な施設更新のための減価償却費相当分の積立金を創出するなど、中長期的な財政見通しのもと安定的な経営管理に努めていく。

5 ななくさ白寿荘（特別養護老人ホーム）

(1) 運営方針

2025年問題をはじめとして、認知症高齢者の増加、虐待、災害弱者支援、孤立、孤独など、介護保険施設を取り巻く社会情勢は多様化し、求められる役割も複雑化している。こうした状況の下、地域の拠点施設として中心的役割を果たしていくため、近隣地域との連携を強化し、様々なニーズに対応できる体制づくりを推進していく。具体的には、制度改革等への迅速な対応（準

備力）とそれに対する事業展開（実行力）、そして進行管理（シナリオ）、方向性の見直し（対応力）のサイクルを円滑に進め、「良質なサービスの提供」と「安定的経営」を図っていく。また、令和2年度に着工するいぶき棟の大規模改修工事については、工事期間中の稼働率の維持に努めつつ、利用者の安全の確保とサービスの質の維持を必須条件として進めていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 認知症利用者への専門的支援の推進（継続）

平成26年度から取り組みを開始した認知症の方との新しいコミュニケーション技法であるバリデーションについて、実務者資格であるバリデーションワーカー資格を取得した職員を年次的に各フロアへ配置し、専門家の指導のもと施設内研修による支援の充実・向上を図ることで、認知症利用者の専門的支援施設を目指していく。

(イ) 利用者の健康管理と医療的ケアの充実（継続）

支援員と医療職との連携を深め、口腔ケアの充実と食事介助技術の向上を図り、入院リスクの重要因子である肺炎予防に努めていく。また、喀痰吸引に必要な職場内研修を実施し、認定特定行為業務資格を持った介護職員が喀痰吸引を行える環境を整え、利用者の入院リスクの軽減に努めていく。

イ 安定的経営の取り組み

安定的な稼働率の維持と加算取得の継続（継続）

育成園、厚生院の移転による共通経費の負担増に対応していくため、営業チーム（施設長、副施設長、主任、相談員、ケアマネ）を編成し、組織的に利用者の確保を目指し、病院・老健・居宅介護事業所への営業を行うことにより、安定的な稼働率の維持、加算要件や平均介護度の管理に努め、経営の安定化を図る。また、認知症専門ケア加算の取得に向けて計画的に認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）の受講を進める。

ウ 施設整備等の推進

(ア) いぶき棟大規模改修工事の実施（継続）

現在の建物の躯体を残しつつ、利用者定数を維持したまでの長期工事（1年2ヶ月）となることから、利用者の安心・安全を最優先し、サービスの質が維持できるようにソフト面の準備を進めていく。

(イ) エレベーターの整備（新規）

いぶき棟及びデイサービスセンターのエレベーターについて、経年劣化により乗場インジケータの取り替えが必要なため、整備を行う。

(ウ) 診療所連絡用扉の取替（新規）

診療所連絡用扉について、経年劣化による不具合で通院や配膳業務に支障が出ているため、現行の扉を親子扉に更新し、材質もアルミ製で軽量化することで改善を図る。

(エ) 利用者の通院及び緊急搬送用寝台車用ストレッチャーの更新（新規）

現在の寝台車用ストレッチャーについて、導入から14年が経過し、老朽化が著しいため、安全面に配慮し更新する。

6 ななくさ新生園（障害者支援施設）

(1) 運営方針

利用者の重度化・高齢化に対応した生活環境への改善を図ることを課題として、老朽化した設備の更新や大規模改修工事に向けて計画な積み立てを実施するため、稼働率の向上や各種加算の維持による効率的・効果的な施設運営を目指し、安定的な収入の確保に努める。また、福祉サー

ビス第三者評価の受審結果に基づき、サービスの質のさらなる向上を図る。さらに「障害者総合相談支援センターにしのみや」の北部窓口として、専門性を有する地域の中核的な機関としての役割を果たし、積極的に地域の福祉ニーズに応えていくことで新生園の存在価値を高め、地域から信頼される施設づくりを目指す。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 重度重複障がい者の健康管理と医療的ケアの充実（継続）

重度重複障がい者の健康管理と医療的ケアの充実を図るために、看護研修を強化し、職員の一般的な医療に関する知識・技術の向上を図るとともに、生活リハビリを実施して利用者の残存機能の維持を目指す。また、重度・高齢化による事故や怪我についてリスクマネジメントの観点から要因・対策を検討し、その予防に努める。

(イ) 相談支援事業の充実（継続）

委託相談部門では、西宮北部地域における相談支援のネットワークの構築を図り、相談機能の充実を目指す。指定特定相談、指定一般相談部門では、地域の状況を踏まえ、委託部門や行政等関係機関と連携して対応ケースの整理を行い、スムーズな実施に向けた検討を行う。

(ウ) 障害児等療育支援事業の充実（継続）

西宮市北部地域の療育支援事業のニーズを整理して個別療育、集団療育の内容を検討し、生活介護・施設入所支援部門と共同して実施することで、施設機能の専門性を地域へ提供し、地域の社会資源としての役割を果たしていく。また障害児等療育支援事業の一環として、障がいのある子どもの保護者を対象に、ペアレントトレーニングを継続実施し、様々なテーマで勉強会を行うことで参加者の障がいに対する理解を深め、子どもとの関わり方についての知識・技術の向上を図る。

イ 安定的経営の取り組み

収入の確保と支出削減に向けた意識改革の取り組み（継続）

関係機関や相談支援事業と連携して地域のニーズを把握することで、施設入所及び短期入所の稼働率向上に努め、安定した収入の確保を目指す。また、水道光熱費など各支出科目のコストの見える化に取り組み、支出削減に向けた職員一人ひとりの意識改革を推進する。

ウ 施設整備等の推進

低床3モーターベッドの購入（新規）

利用者の重度・高齢化に伴う生活環境整備として、現在使用しているベッド2台（モーターなし）を低床3モーターベッドに更新する。

エ 人材確保、育成への取り組み

職員のスキルアップの推進（継続）

職員との面談や人事考課をもとに、職員一人ひとりのテーマ・課題を検討し、個別研修計画を整備する。また、年次的に強度行動障害支援者養成研修、相談支援従事者研修を受講することで職員のスキルアップを図る。

7 ななくさ清光園（障害者支援施設）

(1) 運営方針

清光園は地域の重要な社会資源として、利用する方の権利が守られ、安心して暮らせる住まいの場であることはもちろん、地域の福祉ニーズに対応し、地域生活のための拠点とセーフティネットの役割を担うため、短期入所事業や相談支援事業のさらなる充実に取り組んでいく。また、地域移行が推進される中で、生活の場やライフスタイルの選択において、利用者の意思を尊重し、

利用者の望む生活が実現できるような支援やサービスの提供を推進していく。さらに、各種加算や稼働率の維持・向上における目標管理を徹底し、安定的な自立経営の推進を図るとともに、老朽化した設備機器について計画的な更新を進めていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

意思決定支援の充実（継続）

利用者支援における意思決定の重要性・必要性を施設全体で共通認識し、生活・余暇・活動の各場面において、意思決定支援ガイドラインに基づいた取り組みにより、利用者の意思が尊重された質の高いサービスの提供を図る。

イ 施設整備等の推進

公用自動車の更新（新規）

利用者の通院や外出等に使用している公用車（ミニバンタイプ）について、導入後17年が経過し、経年劣化による故障が頻発して業務に支障を来しているため更新する。

8 阪神福祉センター診療所

(1) 運営方針

診療所を取り巻く経営環境について、令和2年度に予定される診療報酬改定に対応しつつ収支を安定させるためには、相当の改善、工夫が必要とされる状況にあり、これまで以上に経営の効率化を推進していく。また、医師の確保が困難となったことにより令和元年10月から火曜日の内科を休診としたが、将来を見据えた診療体制のあり方、医師確保の方策、収支改善の検討など、経営の安定化のための取り組みを推進する。さらに、厚生院が宝塚市に移転することを踏まえ、当該施設との円滑な通院体制の確立に向けた調整を続けるとともに、利用者の健康管理、職員の健康管理（産業医活動）、地域住民及び近隣施設に対する医療活動を充実させ、地域に密着した医療機関としての役割を果たしていく。

(2) 事業計画

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

医療サービスの充実（拡充）

歯科衛生実地指導として学園、清光園に歯科衛生士が週1回訪問し、利用者にスケーリングを実施することで歯科衛生の増進に努めてきたが、これを厚生院、育成園にも範囲を拡大して実施する。

また、口腔機能の低下した高齢者への療養上の管理、指導として白寿荘に歯科医師、歯科衛生士が月に3回訪問し、利用者の口腔機能を評価し、継続的な療養管理、指導を実施することで、口腔機能の維持・向上を図ってきたが、対象を育成園にも拡大して実施する。

イ 安定的経営の取り組み

精神科再診料、てんかん指導料の取得（継続）

育成園の移転により、精神科の再診料の請求が可能となり、対象者のてんかん指導料を併せて取得することで収入の確保に努める。

9 給食センター

(1) 運営方針

利用者の重度・高齢化が進み、療養食（糖尿、高血圧、肝臓、脾臓等）や形態別食（各種刻み加工食）、咀嚼・嚥下困難食や胃瘻など、利用者の状態に応じた個別対応食の需要がさらに増加したことで栄養・調理業務の複雑化に繋がっている。このような状況の中でも、給食センターは「食」

を通じて満足のいく楽しいひと時を創出し、健康的かつ活動的な日々を送るための活力源となるような食事提供を継続していかなければならない。そのため厚生院の移転を踏まえた適切な人員配置、効率的調理が可能な調理機器への更新、調理技術・食品衛生に係る知識の向上等を推進し、安定的かつ効率的な運営体制の確立に努める。

また、利用者の栄養管理については、給食センター、育成園厨房、各施設、診療所との連携を密にすることで、様々な症例に応じた給食対応を行っていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

利用者に応じた個別対応食の提供（継続）

育成園の移転に続き、厚生院の移転を想定した効率的な給食提供方法について検討するとともに、さらに複雑化する個別対応食への対応について、施設と連携して取り組んで行く。

イ 安定的経営の取り組み

効率的業務の推進（継続）

2拠点（西宮市山口町と宝塚市東洋町）での厨房運営における様々な事務作業について、山口町での一元管理が行える体制作りを推進し、食材・各物品等を効率的に購入していくための徹底管理を行う。また、急な欠員など緊急時の応援体制が即座にとれるよう、2拠点間の活発な職員交流を行い、厨房機器の配置や作業動線の把握を行う。

ウ 施設整備等の推進

消毒保管庫の更新（新規）

食器や調理用品を殺菌消毒する消毒保管庫について、導入後20年以上が経過し修繕対応も困難な2台の更新を行う。

エ 人材確保、育成への取り組み（継続）

複雑化する食の個別支援や厨房内の衛生環境整備に対応するため、栄養・調理、食品衛生等の各種研修会へ参加し、職員の専門性の向上を図る。

1.0 地域における公益的な取り組み

社会福祉法では、公益性、非営利性といった社会福祉法人の本旨に従い、他の事業主体では対応が困難なニーズに対応するため、地域における公益的な取り組みの実施に関する責務規定が設けられている。令和2年度は、法の主旨に沿った形での地域における公益的な取り組みとして、以下の内容を検討、実施する。

(1) 退所児童に対するアフターサービスの実施（学園）

学園を卒園した利用者に対し、定期的な連絡や相談、調整等を行うことにより、安心して地域での生活や就労の継続ができるよう援助するとともに、相談支援事業所、生活する場所、家族、就労先等と連携したサポートを実施する。

(2) 施設機能の発信と展開（厚生院）

地域住民に向けて施設が持っている専門的なノウハウを発信すべく、精神疾患を有する方が生活する施設として精神科病院等の専門家と連携し、ストレス、メンタルヘルス、睡眠等をテーマにしたセミナーの実施に向けて検討し、宝塚市東洋町移転後の公益的な活動の展開に繋げていく。

(3) 地域ニーズを踏まえた地域貢献事業の準備・実施（育成園）

相談支援を中心とした地域ニーズの把握、掘り起こしを踏まえ、新たな事業展開に向けた準備を進める。具体的な事業内容については、災害支援、地域の防犯、貧困対策、子育て支援など、地域の様々な社会資源や人材との連携も図りながら、喫茶室等を活用した「こども食堂」の開設、地域交流スペースを活用しての福祉避難所の運営や交流事業の実施に取り組んでいく。

(4) 施設機能の提供（白寿荘）

地域住民の福祉の増進を目指し、西宮市社会福祉協議会や近隣自治会とも協働しながら西宮市北部地域でのにこにこ丸山カフェ（認知症カフェ）の安定的な運営支援と各種講座等の開催を進める。認知症サポーター養成講座や認知症予防体操については、引き続き近隣自治会、住民団体を中心に定期的に開催し、積極的な取り組みを行っていく。また令和元年度に開設された西宮市における法人連絡会（ほっとかへんネット）の担当施設として会の運営にも積極的に関わり、他の法人との連携を深める中で施設の専門的機能を地域へ提供し、地域福祉の増進に取り組んでいく。

(5) 地域との交流の推進（清光園）

地域の福祉委員会やその活動への参加、近隣の福祉法人との意見交換会等を行うなかで、地域の社会資源や地域のニーズを調査し、利用者のさらなる地域での活動参加、施設資源の提供（園庭開放、会議室貸出等）や交流行事の企画、近隣法人と共同しての取り組み（災害時協力等）について検討、実施していく。

(6) 施設と連携した地域貢献（給食センター）

施設が開催する地域住民を対象としたイベント（料理教室等）に給食センターも参加し、高齢者や障がい者のための食事に特化した料理技術等を提供していく。

1.1 障がい者雇用の取り組み

事業団障がい者雇用推進委員会及びジョブコーチが中心となり、関係機関等と連携して、令和2年度の障がい者法定雇用率2.2%以上の障がい者雇用と職場定着の支援を推進していく。

1.2 福祉サービス事業目標

各施設の実施する福祉サービスに基づき、利用者ニーズ、経営の安定化の観点から、福祉サービス利用目標を設定し、その実現に向けた事業運営を行う。各施設の令和2年度事業目標は次のとおりである。

(1) 施設入所サービス

(単位：人)

施設	学園	厚生院	育成園	白寿荘	新生園	清光園	合計
定数	50	100	125	165	50	60	550
月平均利用者数	46.6	107	123	158	51	61.1	546.7
利用率	93%	107%	98%	96%	102%	101%	99%

※月平均利用者数は、入院、外泊等を除く請求人数。

(2) 在宅福祉サービス

ア 短期入所事業等

施設名	事業	年間延べ利用日数等
ななくさ学園	短期入所事業	730日
	日中一時支援事業	710人
	障害児等療育支援事業	1,000件
ななくさ厚生院	一時入所事業	150日

ななくさ育成園	短期入所事業	730日
	相談支援事業（特定相談支援事業）	320件
ななくさ白寿荘	短期入所事業	4, 390日
	通所介護事業	2, 460人
ななくさ新生園	短期入所事業	600日
	日中一時支援事業	50人
	障害児等療育支援事業	460件
	相談支援事業（特定相談支援事業）	360件
ななくさ清光園	短期入所事業	1, 800日
	日中一時支援事業	510件
	相談支援事業（特定相談支援事業）	340件

イ その他の在宅福祉サービス

- (7) ななくさ厚生院 保護施設通所事業
 - ①通所訓練 9ケース
 - ②訪問指導 12ケース
- (8) ななくさ白寿荘 居宅介護支援事業 40ケース

以上